

## サイロ港湾荷役料金表

### I 料金の種類及び額

#### 1. 基本料金

(メイス・マイロ・大豆・大麦) (1トンにつき単位円)

作 業 の 種 類		料金額
吸揚一貫作業	外航船に係る作業	1,485
	500総トン以上の内航船に係る作業	1,451
	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	1,231
吸揚機による積替作業	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	636
積 込 作 業		547

(注)小麦については、本料金の85%を基本料金とします。

#### 2. 割増料金

種別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16時45分から21時30分までの間における荷役	吸揚一貫作業及び積込作業 基本料金の2.5割増
		吸揚機による積替作業 基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	吸揚一貫作業、吸揚機による積替作業及び積込作業 基本料金の10割増
雨天・雪天作業	雨天・雪天時における作業	基本料金の1割増

#### 3. 諸 料 金

##### (1)待機料金

(1人1時間につき)

区 分	料 金
昼 間	4,045円
半 夜	6,472円

#### 4. 分担金等

##### (1)港湾福利分担金

品 目	金 額
メイス・マイロ・大豆・大麦	4円/1トン

##### (2)労働安定基金

品 目	金 額
メイス・マイロ・大豆・大麦	3.5円/1トン

分担金等に相当する額については、委託者はこれを一般財団法人港湾近代化促進協議会に支払うものとする。(※)

※千葉港、京浜港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、関門港、博多港の場合に限る。

## II 料金の適用方

### 1. 適用範囲

本料金は、千葉港における下記委託者のサイロ港湾荷役を行う場合に限り適用します。

委託者：別紙1

このサイロ港湾荷役料金は、メイズ・マイロ・大豆・大麦・小麦について岸壁に設置された吸揚機(ニューマチックアンローダー、S・K・Tチェーンコンベア等)を使用して船内荷役及び沿岸荷役の双方又はいずれか一方を行う場合に適用します。

### 2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

サイロ港湾荷役料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

#### (1) 吸揚一貫作業料

本船内又は、はしけ内より吸揚機により貨物を吸揚げ、計量の上、直接搬入用自動運搬機よりサイロビンに投入するまでの作業とします。なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

#### (2) 吸揚機による詰替作業

本船内より貨物を吸揚げ、横持搬送することなく直接内航船又は、はしけに積込むまでの作業とします。なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

#### (3) 積込作業

サイロビン内の貨物を搬出用自動運搬機により内航船又は、はしけに積込むまでの作業とする

### 3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

#### (1) 半夜荷役割増

16時45分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

#### (2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増料金を適用します。

#### (3) 雨天・雪天作業割増

委託者の要求により雨天・雪天時において作業を行った場合に、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

### 4. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

#### 待機料金

(1) 本料金は、待機が生じた場合、作業手配の取消があった場合又は半端荷役作業等が生じた場合に適用します。

ただし、それらの場合が港湾運送事業者の責に帰さないものである時に限ります。

(2) 待機が生じた場合における本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時45分から21時30分までの間の待機について適用します。

(3) 作業手配の取消があった場合における本料金は、次の通りとします。

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以後2時間以上を経過してからの取消について、昼間の料金の7時間分とします。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

(4) 半端作業等が生じた場合における本料金は、半端作業等の請求金額が昼間作業にあつては

昼間の料金の7時間分、半夜作業にあつては半夜の料金の4.5時間分に満たない時、その請求を含めて、それぞれ昼間の料金の7時間分、半夜の料金の4.5時間分とします。

### 5. 消費税及び地方消費税の加算

上記 I 及び II における消費税の適用は、次の通りとします。

(1) 作業・運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じた時は、1円単位に切り捨てします。

## 6. 料金の計算方

- (1) 計算トン数は、重量によるものとします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出、これらを合算します。

## 7. その他

- (1) 特殊貨物(変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物・海難貨物等)及び特殊荷役(特殊船の荷役・荒天時荷役)の場合は、基本料金の他に委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲において当事者間の取極めや慣習によります。